

第36回八幡市農業委員会議事録

令和2年7月6日（月） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 会議室3

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和2年7月6日開催の第36回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （佐野 安） _____

署名委員 （谷口 久美子） _____

案 件

議案第155号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第156号 農地法第5条許可申請審議の件
議案第157号 農地法第5条届出書に係る付議について

出席農業委員

西川 吉之	辻 典彦	野村 一郎	長村 信幸
上野 信昭	佐野 安	谷口 久美子	山村 敏昭
猪飼 美和子	古里 治彦	奥村 芳治	福井 仁司
中村 重俊			

欠 席
な し

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	畑中 邦夫	西村 伸一	狩野 磯雄
西田 利治	小里 隆信	佐野 文昭	堀口 雅智

欠 席
な し

事務局

小西 道宏	小坂 富美子	奥村 則雄	梶浦 靖人
-------	--------	-------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今より、第36回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の
署名委員さんについては、議席番号6番 佐野 安 委員と議席番号7番
谷口 久美子 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第155号 農地法第3条許可申請審議の件」 を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 岩田中道、地目は田、面積1,261㎡ 使用貸人 ○○ ○○氏、 使用借人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 岩田大將軍、地目は田、面積1,586㎡ 外1筆 (合計 1,995㎡) 使用貸人 ○○ ○○氏 外1名、 使用借人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 八幡安居塚、地目は畑、面積429㎡ 外1筆 (合計 721㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏、譲受人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 八幡大芝、地目は田、面積624㎡ 外1筆 (合計 947㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏、譲受人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 岩田高木、地目は田、面積704㎡ 外2筆 (合計 2,493㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏 外1名、 譲受人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 美濃山井ノ元、地目は畑、面積425㎡ 外1筆 (合計 1,396㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏 につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題な いものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。

議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、6月26日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第155号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。 次に「議案第156号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里舟小路、地目は田 面積5,676㎡の内340㎡ 使用貸人 ○○ ○○氏、使用借人 株式会社○○○○ 転用目的 農産物販売所用露天駐車場 (法説明) 本件につきましては、市街化調整区域内にある農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地です。 今回、農産物等を販売するための直売所を開設したいということから、直売所となる予定の既設倉庫に隣接設置する来客用駐車場が、「農業用施設等」として、農地法施行令第11条第1項第2号イ及び第4条第1項第2号イに規定されている、転用の不許可の例外にあたる施設に該当することから許可相当と考えられます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、6月30日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第156号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。

議 長	<p>次に「議案第157号 農地法第5条届出書に係る付議について」を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、八幡神原の案件について、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員に関係がございますので、〇〇委員、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 〇〇委員 退室)</p>
議 長	<p>それでは、事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>届出物件の所在 八幡神原、地目は畑、面積62㎡ 譲渡人 〇〇 〇〇氏、譲受人 〇〇 〇〇氏 転用目的 一般住宅</p> <p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、市街化区域内にあり、農地法第5条第1項第7号、により届出されたものであり、本件の届出受理につきましては、支障ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、6月30日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第157号 農地法第5条届出書に係る付議」のうち、八幡神原の案件は、受理することといたします。</p> <p>〇〇委員、〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 〇〇委員 入室)</p>
議 長	<p>次に「議案第157号 農地法第5条届出書に係る付議について」の美濃山西ノ口の案件を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>届出物件の所在 美濃山西ノ口、地目は畑、面積1,273㎡ 譲渡人 〇〇 〇〇氏、譲受人 株式会社〇〇〇〇</p>

	<p>転用目的 一般住宅</p> <p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、市街化区域内にあり、農地法第5条第1項第7号により、届出されたものであり、本件の届出受理につきましては、支障ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、6月30日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第157号 農地法第5条届出書に係る付議」のうち、美濃山西ノロの案件については、受理することといたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第36回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>